

「官民連携による国際クルーズ拠点」として

那覇港管理組合と連携する

クルーズ船社の募集要項（案）

那覇港管理組合

平成30年8月8日

【用語の定義】

本募集要項では、次のように用語を定義する。

用語	説明
組合	那覇管理組合をいう。
国	国土交通省港湾局をいう。
目論見	国土交通省港湾局が平成 30 年 5 月 31 日付けで募集について公表した「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」をいう。
連携船社	国土交通省港湾局が行う「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」の第 3 次募集に、組合と連名で応募するクルーズ船社をいう。
提案書	那覇港管理組合と連携するクルーズ船社を選定するため、クルーズ船社より那覇港管理組合に提出される「那覇港における国際クルーズ拠点形成計画（目論見）提案書」をいう。
選定委員会	「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と連携するクルーズ船社の選定あたり、提案内容を審査するために設置された委員会をいう。
基本的な考え方	7 月 27 日に公表した「官民連携による国際クルーズ拠点」として、那覇港管理組合と連携するクルーズ船社選定に関する基本的な考え方」をいう。
募集要項等	募集要項、審査基準等の公表時に公表される書類をいう。
応募者	募集要項に基づいて、那覇港管理組合と連携を希望するクルーズ船社をいう。
協定書（案）	港湾法第 50 条の 18 に基づき「官民連携国際旅客船受入促進協定」に定められる主な内容で、国土交通省への応募前に組合と連携船社の間で合意された「那覇港クルーズ拠点形成協定書（案）」をいう。

目 次

1.	目的	P1
2.	国土交通省へ応募の対象となる港湾及び 那覇港国際クルーズ拠点の場所等	P1
3.	連携船社の選定手続き	P1
4.	応募者の参加資格	P2
5.	「募集要項」、「審査基準」及び「協定書（案）」に 関する質問の受付及び回答の方法	P2
6.	参加表明書等の受付	P3
7.	提案書の受付等	P3
8.	選定後のスケジュール等	P4
9.	留意事項	P5
10.	失格事由	P6
11.	その他	P6
12.	問合せ先	P6
	【別紙1】 那覇港国際クルーズ拠点の場所、概要等	P7
	(様式1) 募集要項等に関する質問書	P8
	(様式2) 提案募集に対する参加表明書	P9
	(様式3) 提案審査書類提出書	P10
	(様式4) 那覇港における国際クルーズ拠点 形成計画（目論見）提案書	P11～15

「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と 連携するクルーズ船社の募集要項（案）

那覇港管理組合（以下、「組合」という。）は、急増するクルーズ船の寄港需要への対応や将来の沖縄におけるクルーズ振興のため、第2クルーズバースの整備を計画している。国土交通省港湾局（以下、「国」という。）が、平成30年5月31日付けで公表した「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」（以下、「目論見」）の募集予定に応募するため、組合と連携を希望するクルーズ船社（以下、「応募者」という。）を募集する。

この募集要項は、組合との連携するクルーズ船社（以下、「連携船社」という。）を公平かつ公正に選定するため必要な事項を定めるものである。

1 目的

那覇港への大型クルーズ船等の寄港が急増する中国の「官民連携による国際クルーズ拠点形成」の制度を活用し、民間と公共によるクルーズ船の受入施設整備の推進を図り、第2クルーズバースにおいて国際クルーズ拠点を形成することを目的とする。

2 国土交通省へ応募予定の港湾及び国際クルーズ拠点の場所等

（1）対象となる港湾

那覇港（港湾管理者：那覇港管理組合）

（2）国際クルーズ拠点の場所等

那覇港新港ふ頭第12、13号岸壁（第2クルーズバース）（別紙1）

3 連携船社の選定手続き

（1）連携船社の募集及び選定に関する基本的な考え方

組合は、応募者を広く公募し、公平かつ公正に連携船社を選定する。

選定方法の詳細については、審査基準に示す。

（2）選定委員会

優先交渉権者の選定にあたり、提案内容を公平、かつ公正に審査するため、組合は、学識経験者等により構成される選定委員会を設置している。

選定委員会の委員は以下のとおりである。

表1-1 選定委員会委員

氏名	職名
池田 良穂	大阪経済法科大学 OUEL 研究センター 客員教授
下地 芳郎	琉球大学 国際地域創造学部 観光地域デザインプログラム 教授
大谷 健太郎	名桜大学 国際文化研究科 国際学群 観光産業教育研究学系 上級准教授
湧川 盛順	(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー 専務理事
小山 岳史	小山会計事務所 公認会計士

* なお、「連携船社」の選定までに、上記の委員に連携船社選定に関連して接触した者は、応募を無効とすることがある。

4 応募者の参加資格

応募者は以下の要件を満たすこと。

- (1) 那覇港を利用する計画を有しているとともに、那覇港において施設の整備等へ投資意欲及び実行性を有しているクルーズ船社であること。
- (2) 将来において、日本への相当数の寄港及び発着計画を有しているクルーズ船社であること。
- (3) その他企業の経営状況等について要件を定める場合は募集要項で示す。

※ 複数のクルーズ船社の連名による応募も可とする。

但し、応募する際には、主となるクルーズ船社を事前に定めること。

5 「募集要項」「審査基準」及び「那覇港クルーズ拠点形成協定書(案)」(以下、「協定書(案)」)に関する質問の受付及び回答の方法

- (1) 「募集要項」、「審査基準」及び「協定書(案)」に関する質問を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成30年9月5日(水)～平成30年9月11日(水)9時まで

イ 提出書類

「募集要項等に関する質問書(様式1)」

ウ 提出方法

提出書類を電子メールによって送付すること。

件名を「【那覇港における目論見】提案募集要項等に関する質問」とし送信後に必ず電話により受信確認を行うこと。

エ 提出先

那覇港管理組合企画建設部クルーズ推進課

E-mail : cruise@nahaport.jp、TEL : 098-868-2582

(2) 質問への回答

上記1.により受け付けた質問及びこれに対する回答は、9月25日（火）までに組合のホームページにおいて公表する予定である。なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

6 参加表明書等の受付

(1) 応募者は、以下のとおり参加表明書等の提出書類を提出すること。なお、組合は、(2)のとおりに再提出の機会を設けている。

ア 受付期間

平成30年9月18日（火）～平成30年9月28日（金）9時まで（必着）

イ 提出書類

- ① 那覇港における国際クルーズ拠点形成計画（目論見）提案募集に対する参加表明書（様式2）
- ② 様式2に記載された書類
 - ・企業概要、過去3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）、事業報告書
 - ・登記事項証明書及び定款または、これらに準ずるもの

ウ 提出方法

応募者は、Eメール、郵送（書留郵便）、又は持参により、下記エへ提出すること。持参により提出する場合は、事前に電話連絡の上持参すること。持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く、8時30分～17時までとする。また、Eメールの場合は、送信後に必ず電話により受信確認を行うこと。

エ 担当課

那覇港管理組合企画建設部クルーズ推進課

〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号

E-mail : cruise@nahaport.jp、TEL : 098-868-2582

(2) 組合の確認時において、応募者が提出した書類に不備があった際には、組合の指示に従い平成30年10月5日（金）9時までに、組合へ再提出すること。

7 提案書の受付等

(1) 提案書の作成

組合において、平成30年7月27日に公表した「官民連携による国際クルーズ拠

点」として、那覇港管理組合と連携するクルーズ船社選定に関する基本的な考え方、本募集要項及び「審査基準」を確認し、様式3に記載する事項に沿って作成すること。

また、提案書の作成において使用する言語及び時間については、日本語及び日本の標準時とし、単位については、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(2) 提案書の受付

応募者は、下記のとおり提案書等の提出書類を提出すること。

ア 受付期間

平成30年11月1日（木）～平成30年11月7日（水）9時まで（必着）

イ 提出書類

- ① 提案審査書類提出書（様式3）
- ② 那覇港における国際クルーズ拠点形成計画（目論見）提案書（様式4）
- ③ その他提案内容に関する資料

ウ 提出方法

応募者は、Eメール、郵送（書留郵便）、又は持参により、下記エへ提出すること。持参により提出する場合は、事前に電話連絡の上持参すること。

持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く、8時30分～17時の間とする。

また、Eメールの場合は、送信後に必ず電話により受信確認を行うこと。

エ 担当課

那覇港管理組合企画建設部クルーズ推進課

〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号

E-mail : cruise@nahaport.jp、TEL : 098-868-2582

(3) 提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング

応募者の提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを平成30年11月に実施する。なお、日時・場所や実施方法等の詳細については、応募者に対し、別途通知する。

プレゼンテーションにおける使用言語は日本語とし、通訳が必要な場合はクルーズ船社が手配すること。

(4) 提案書の返却

提出した提案書の返却は行わない。

8 選定後のスケジュール等

(1) 連携船社の選定結果（非選定）通知： 平成30年11月下旬

優先交渉権者、次点交渉権者及び非選定者に対して文書により通知する。

(2) 選定結果については、組合のホームページで公表する。

(3) 国に提出する「目論見」の作成等については、組合とその内容について協議の上、国が提出〆切と指定した日までの間に、組合と優先交渉権者の両者で作成し、

連名で国へ提出する。

- (4) 組合と優先交渉権者との協議が調わない場合は、次点交渉権者との協議を行うものとする。
- (5) 国へ「目論見」の提出： 平成30年12月下旬（予定）
- (6) 国へのプレゼンテーション： 平成31年1月上旬以降（国が指定する日時）

9 留意事項

- (1) 組合は、必要に応じて応募者へ追加資料を求める場合がある。
- (2) 応募者より提出された提案書は、選定のための手続き以外に、応募者に無断で使用しないものとする。
- (3) 応募者より提出された提案書は、選定委員会へ提示するほか、関係機関に意見を求める目的に必要な範囲に限定して複製することがある。
- (4) 組合は、応募者より提出された提案書の変更、差替え、再提出及び返却には、応じない。
- (5) 組合は、情報公開請求があった場合には、「那覇港管理組合情報公開条例」に基づき公開することがある。
- (6) 応募者が、提案書等の関係書類を提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (8) 公募に際し、組合が提示する資料は、本提案を行う目的以外の目的で使用することはできない。
- (9) 応募者は、本提案を提出するにあたって、業務上知り得た秘密、個人情報等を第三者に漏らすことはできない。
- (10) 本提案に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、その他組合が必要と認めるときは、組合は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、提出書類については応募者に返却しないものとする。
- (11) 国土交通省の第3次募集に応募する目論見においては、官民連携国際旅客船受入促進協定※2（以下、「協定」という。）に定められる主な内容に関しても記載を行うとともに、国土交通省への応募前に組合と連携船社の間でこれらの記載内容について合意することが前提条件となる。

協定に定められる主な内容については、国土交通省が7月20日に公表した「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」の募集要項（素案）を参照すること。
- (12) 応募者は、優先交渉権者として選定された場合、組合と共同で作成する目論見の調整作業を円滑に進めるため、事前に交渉責任者を選定し、所定の様式で組合に提出しなければならない。
- (13) 連携船社が協定に基づき優先使用できる岸壁は、第2クルーズバースに限るものとする。

(14) 応募者は、複数の提案を行うことはできない。

※2 港湾法第50条の18に基づき国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者がクルーズ船社等と締結する協定

10 失格事由

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出書類に不備がある場合
- (3) 応募資格に違反している場合
- (4) その他不正行為があった場合
- (5) その他募集要項等に定める条件に違反したとき

11 その他

(1) 国が10月初旬に募集予定である第3次「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」の募集要項等の詳細については、国のホームページを確認すること。

以下、国のホームページURL

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr4_000040.html

(2) 連携船社は、組合と連名で「目論見」を国に提出し、国から「『官民連携による国際クルーズ拠点』を形成する港湾」として選定され、国際旅客船拠点形成港湾として国土交通大臣の指定を受けた場合、岸壁の優先的な利用やクルーズ拠点の整備等について、組合と協定等を締結する。国土交通大臣の指定がされなかった場合は、当該計画内容（岸壁の優先使用含む）は実行されない。

(3) 組合は、応募者が参加資格のないものに該当することが明らかになった場合や、信用失墜行為を行ったとき等、選定を取り消すことがある。

(4) 本公募に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が外国船社の場合、日本語と外国語の併記を認めるが、その内容が異なる場合は日本語の記述が優先される。また、関連資料として応募者から提出されるパンフレット等の印刷物については外国語のものも認めるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとし、日本語と外国語の内容が異なる場合は日本語による翻訳が優先されるものとする。時刻表示は日本の標準時とする。

12 問合せ先

那覇港管理組合企画建設部クルーズ推進課 浦崎、山入端

〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号

E-mail : cruise@nahaport.jp、TEL : 098-868-2582 FAX : 098-862-4233

表 1-2 第2クルーズバース（国際クルーズ拠点）の立地条件等

項目	概要
所在地	沖縄県那覇市港町4丁目地先（新港ふ頭12, 13号岸壁）
敷地(埋立)面積	1.8~2.1ha
岸壁延長	430m
水深	-12m
運用開始年度	岸壁：平成34年（2022年）内（目標） 国際クルーズ拠点としての運用開始年度は協議事項
その他	敷地の所有・利用等の権利関係は未定である。

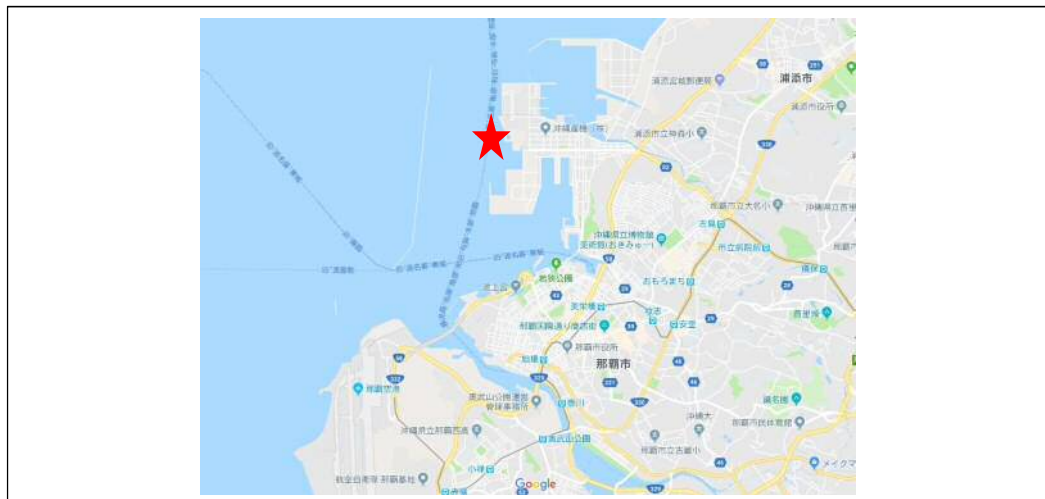


図 1-1 第2クルーズバース（国際クルーズ拠点）の位置図

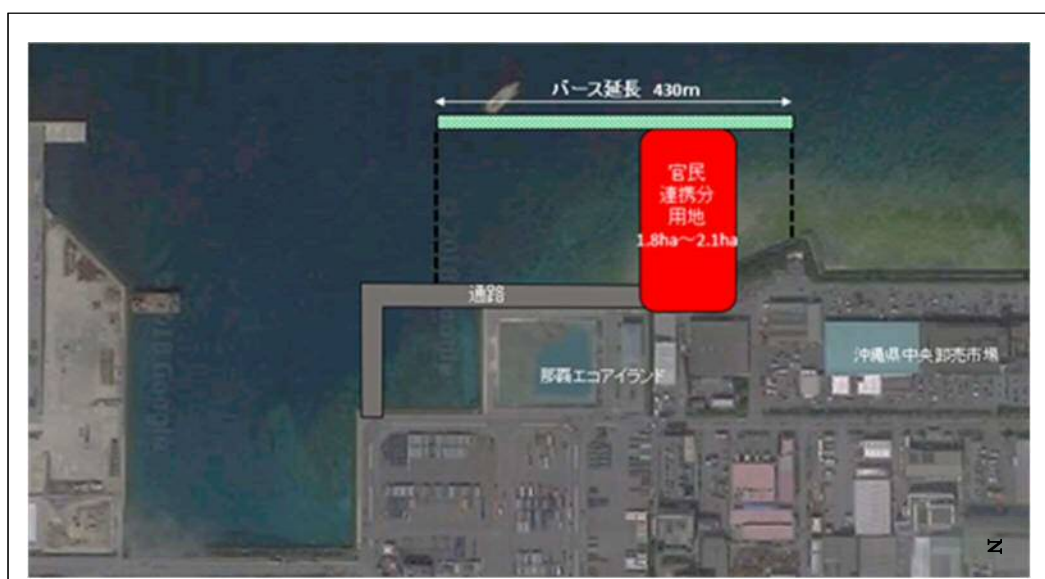


図 1-2 第2クルーズバースの運用開始時のイメージ

注：係留施設、施設敷地及び通路は未整備であり今後埋立造成が必要。

募集要項等に関する質問・意見書

「募集要項」、「評価基準」及び「協定書(案)」について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

商号又は名称	
所在地	
所属	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見
例	募集要項	2	5	(1)	ウ	提出方法	提出書類を電子メールによって送付する……
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

- ・ 1つの記入欄あたり1つの質問をご記入ください。
- ・ 必要に応じ、行を追加してください。
- ・ 電子メールで提出してください。

年 月 日

提案審査書類提出書

那覇港管理組合管理者 翁長 雄志 様

平成30年9月〇日付けで公表のありました「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と連携するクルーズ船社の公募に関する募集要項等に基づき、提案書を提出します。

なお、提出書類のすべての記載事項は事実と相違がないこと及び募集要項に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

所在地 _____

名称 _____

代表者名 _____ 印

那覇港における国際クルーズ拠点形成計画（目論見）提案書

1. 応募者の交渉責任者名

役 職： _____

氏 名： _____

2. 寄港実績と今後の見通し

① 那覇港への過去 5 年間の寄港実績

2013 年：	回	2014 年：	回	2015 年：	回
2016 年：	回	2017 年：	回		

② 那覇港への今後（10 年間）の寄港予定回数

2018 年：	回	2019 年：	回	2020 年：	回
2021 年：	回	2022 年：	回	2023 年：	回
2024 年：	回	2025 年：	回	2026 年：	回
2027 年：	回	2028 年：	回		

③ 那覇港以外、主要港への過去 5 年間の寄港実績

④ 那覇港以外、主要港への今後（10 年間）の寄港予定回数

※ 主要港実績は、港湾名、寄港回数がかかる資料を添付すること

※ 主要港とは、寄港実績が多い順に 5 港程度とする。

3. 国際クルーズ拠点施設の方針・目標

①運用開始年における国際クルーズ拠点としての那覇港の利用イメージ

発着港又は寄港地としてのそれぞれの利用日数、利用船舶、乗客数、集客範囲など) 那覇港国際クルーズ拠点として、運用開始年における利活用の状況をどのように考えているのか記載してください。

②目標年(任意に設定)における国際クルーズ拠点としての那覇港の利用イメージ

発着港又は寄港地としてのそれぞれの利用日数、利用船舶、乗客数、集客範囲等、那覇港国際クルーズ拠点として、目標年における利活用の状況をどのように考えているのか記載してください。

※①、②の提案にあたっては、目標とする那覇港の国際クルーズ拠点イメージ（寄港港※1、発着港※2、拠点港※3、母港※4）が描かれた内容とすること。

※1 寄港地とは、クルーズツアー中に立ち寄る港

※2 発着港とは、クルーズツアーの折り返し地点として、多くの乗船客の下船・乗船が実施される港

※3 拠点港とは、主に運航拠点として数ヶ月間、継続的に利用されている港

※4 最も発着回数の多い港、かつ優先的に使用できるバースのある港

4. 国際クルーズ拠点施設の整備及び管理方法

①② 船社が整備(投資)する施設、配置、規模(機能)、投資額

貴社が国際クルーズ拠点施設として、整備(投資)する施設、施設の配置、規模、機能、及び投資額について、どのように考えているのか記載してください。

③ 管理運営方針

貴社が国際クルーズ拠点施設として、整備(投資)する施設の管理運営方針等について、どのように考えているのか記載してください。

5. 岸壁利用に係る考え方

① 優先予約可能期間

貴社が国際クルーズ拠点施設として、希望する優先予約可能（岸壁の優先的な利用ができる）期間について、どのように考えているのか記載してください。

② 優先予約可能日数

貴社が国際クルーズ拠点施設として、希望する優先予約可能（年間の利用）日数について、どのように考えているのか記載してください。

③ 優先予約受付期間及び優先予約対象期間

貴社が国際クルーズ拠点施設として、希望する優先予約受付期間及び優先予約対象期間について、どのように考えているのか記載してください。但し、優先予約対象期間の1年以上前までを優先予約受付期間とする提案とすること。

※①、②、③について、他社のクルーズ船の岸壁利用も含めた寄港回数増加（岸壁稼働率の向上）の工夫があれば、記載してください。

6. 国際クルーズ拠点形成の効果、推進体制等

① 国際クルーズ拠点形成に伴う経済効果等

貴社が国際クルーズ拠点施設を投資、整備、管理する上で地元への経済効果等について、どのように創出していこうと考えているのか記載してください。

- ・地元地域活性化の取組み

- ・地元での雇用人数

- ・地元特産品等の船内搬入

- ・地元の店舗、観光地等での消費(クルーズ船客に提供する寄港地観光の考え方)等

② 地元の自治体・経済団体等の連携による推進体制に関する考え方

貴社が国際クルーズ拠点施設を整備、管理する上で地元の自治体・経済団体等とどのように連携して推進体制を構築していこうと考えているのか記載してください。

※ 3.～6.については、応募者がどのように実行していくのか、具体的に記載するようにしてください。